

鳥取県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	ケアプランセンターき んかい	米子市錦海町三丁目4-5	平成21年1月1日

鳥取県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名	住所	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
寺岡敏行	鳥取市吉岡温泉町135-3	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町135-3	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション	平成18年2月28日
中塚嘉津江	鳥取市河原町曳田117-1	森医院	鳥取市河原町曳田117-1	訪問リハビリテーション	平成21年2月13日

鳥取県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名	住所	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
寺岡敏行	鳥取市吉岡温泉町135-3	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町135-3	介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成18年2月28日
中塚嘉津江	鳥取市河原町曳田117-1	森医院	鳥取市河原町曳田117-1	介護予防訪問リハビリテーション	平成21年2月13日

鳥取県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人光の家 理事長 松井良孝	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	通所介護	平成21年3月1日

鳥取県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき 倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成21年3月1日

鳥取県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉 町566	せいきょう倉吉診療所 デイケアかがやき倉吉	倉吉市福庭町一 丁目225	通所リハビリ テーション	平成21年2月 28日

鳥取県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 光の家 理事長 松井良孝	倉吉市清谷町 一丁目254-2	デイサービスセンター 一ひかり	倉吉市清谷町1丁目 254-1	介護予防通所 介護	平成21年3月 1日

鳥取県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉 町566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成21年3月 1日

鳥取県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 デイケアかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	介護予防通所 リハビリテーション	平成21年2月 28日

鳥取県告示第127号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 光の家	倉吉市清谷町一丁目254-2	ライトピア	倉吉市清谷町一丁目254-2	就労継続支援	平成21年3月1日

鳥取県告示第128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年4月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日
平成21年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人淀江作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吹野 理恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町淀江796
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
特定非営利活動の種類及び事業並びに役員の種類及び定数

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年3月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,780
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,162
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,989
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,081
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,993
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,932
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,661
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,966
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,677
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,763
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,932

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成21年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年3月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県職員採用試験（平成21年7月1日採用分：大学卒業程度（土木）、高校卒業程度（一般事務））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
土木	2名程度
一般事務	3名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

- (1) 土木 176,800円
- (2) 一般事務 142,800円

5 受験対象者

平成21年7月1日から鳥取県職員として勤務可能な者

6 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 土木 昭和43年7月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
 - イ 一般事務 昭和43年7月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成21年6月30日までに該当する見込みの者であること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

7 第1次試験

(1) 試験種目

- ア 土木
教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査
- イ 一般事務
教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成21年4月19日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部 米子市西町86

8 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成21年5月21日(木)及び同月22日(金)

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

9 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

土木にあつては第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点を合計した得点、一般事務にあつては第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点の高い順に決定する。

なお、土木については、第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験又は作文試験と第2次試験において実施する人物試験(集団討論及び個別面接)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験又は作文試験と人物試験(集団討論及び個別面接)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

10 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年4月28日(火)に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成21年6月2日(火)に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

11 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、平成21年7月1日の予定である。

12 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所

県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年3月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年3月30日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年3月13日（金）午前0時から同月30日（月）午後12時まで

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 15,000件

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価（10銭未満は切り捨てる。以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年3月12日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年3月6日（金）から同月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の4第2項及び第108条第1項並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成21年3月6日(金)から同月11日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月27日(金)午後1時15分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成21年3月24日(火)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月12日(木)午後3時まで提出し、本件業務に係る入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として、1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額（以下「業務見込額」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。